

## 国際課税

### Q & A

#### ►►公共法人と租税条約の適用について

(税理士 小沢 進)

**Q** 当社は法人税法別表第一第一号に定める公共法人に該当します。したがって、わが国においては所得税及び法人税については非課税とされています。

ところで、当社は信託銀行を介してフランスにおいて資産の運用を行っていますが、仏当局は、当社が非課税法人であることを理由に当社は日仏租税条約の適用の対象から除外することとしています。このような仏当局の扱いの根拠は、日仏租税条約第4条に基づくものときいております。

今後フランス以外の国においても株式投資その他資産の運用を検討していますが、上記日仏租税条約第4条に相当する規定は多くの租税条約においてもみられますので、仏以外の国においても仏と同様に租税条約の適用がないとされる懸念を有しております。このような懸念に対するコメントをお願いします。

**A** ご質問における仏当局の見解は、ご指摘のとおり、日仏租税条約第4条の規定の解釈に由来するものと思われます。同条第1項は次のとおり規定されております。

「この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。」

仏当局は、単純化すれば、この条項で、公共法人はわが国で課税されないことから、「課税を受けるべきものとされる者」に該当しない、とする見解と思われます。

日本の公共法人もその本店又は主たる事務所が日本に所在することから、法人税法上内国人に該当し、内国法人はすべて居住者に該当することは明らかと考えますので、仏当局の見解は妥当ではなく、これを受け入れることはでき

ないものと考えます。

しかしながら、現実に仏における課税は、仏当局が行うことから仏当局がこの見解を改めない限り、仏の課税においては、租税条約の適用がないことになります。

そもそも公共法人は居住地国（本事例においては日本）において課税がないことから源泉地国（本事例においては仏）で課税を行っても二重課税が生じない、とする考え方が仏の見解の一つの理由とも推測されますが、一般に公共法人は文字どおり一般の私企業と異なり公共性の強いものであり、そのような公共性の強い法人に対し租税条約の適用を排除して一般の私企業よりも過重な税負担を求める法理念はないものと考えます。

おそらく上記の仏当局の見解は、多くの国で支持される可能性は少ないものと思われ、日仏租税条約以外の国との間の租税条約において、その規定振りは日仏租税条約第4条第1項と同様のものを有していたとしても、公共法人が租税条約の適用対象から除外されることはほとんどないものと思われます。